

第12章 水産庁

第1節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源評価についてその公表等を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源回復計画の作成・実施

平成14年度より緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について、全国又は海域レベルで、休漁等を含む漁獲努力量の削減や資源の積極的な培養、漁場環境の保全等の資源回復措置を計画的に講じる資源回復計画（魚種別計画）を作成し、平成17年度からは、定置網や底びき網等の漁業種類に着目した多魚種にわたる包括的資源回復計画の作成に着手した。

水産庁は回復計画の円滑な作成及び進行管理を図るために、関係漁業者の意見のとりまとめを行うための漁業者協議会の開催等への支援を実施している。

平成19年度においては、広域資源を対象とした魚種別計画として、有明海ガザミ資源回復計画を、また、都道府県の地先資源における魚種別計画として、山形県シロギス資源回復計画をはじめとした11計画について、包括的計画として、大阪府大阪湾小型底びき網漁業包括的資源回復計画をはじめとした10計画について作成した。

また、同計画に基づき作成される漁獲努力量削減実施計画により、漁業者が自動的に行う休漁等について、漁業経営への影響に配慮した支援措置を行った。

(2) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度の的確な推進

我が国は平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（平成8年法律第77号。以下「法律」という。）を制定し、平成9年から6魚種（さんま、すけとうだら、まあじ、

まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに）を対象に、法律に基づく漁獲可能量（以下「TAC」という。）管理を開始した。平成10年からは、するめいかが追加され、現在7魚種を対象にTAC管理を行っている。

また、平成13年に法律を一部改正し、漁獲努力可能量（以下「TAE」という。）制度を創設し、対象魚種として平成14年にあかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を指定し、その後、平成15年度にはまがれい、平成16年にはいかなご、やりいか、平成17年にはまこがれいが追加され、現在9魚種を対象にTAE管理を行っている。

TAC及びTAEの管理に当たっては、法律に基づく「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を策定している。この基本計画は、法律に基づく基本方針、資源ごとの動向、TAC、TAEに関する事項を規定しており、資源ごとの動向、漁業の経営その他の事情を勘案して検討を加え、必要に応じた変更を行っている。

なお、平成18年度において、基本計画にTAC魚種毎の中期的管理方針を定め、平成19年から5年間程度、方針に則った管理を行うこととした。

また、設定されたTAC及びTAEについては、コンピュータネットワークシステムにより、適切な管理を行った。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、沿岸漁業の重要な一部門を構成するに至っている。また、国連海洋法条約の発効により、我が国沿岸域の水産資源の適切な管理と有効利用に取り組むことが、国際的な責務となっていることから、沿岸漁業を安定的に発展させ、かつ、国民に対し水産物を安定的に供給するべく、持続的な養殖生産の確保を図ることが水産行政上重要な課題となっている。

しかしながら、養殖業の発展とともに、生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与により、全国的に養殖漁場が悪化してきている状況にあった。このような養殖漁場の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾病的発生及びまん延の原因ともなっており、放置す

れば最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に至らしめることとなりかねないものである。

また、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が高まり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっていた。

このような状況に適切に対処するため、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止するための措置を講ずることとし、平成11年5月に「持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成20年1月末現在で23道府県、495漁協が作成し知事等の認定を受けている。

4 溪河性さけ・ます人工ふ化放流事業

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）において、「農林水産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義務的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定した「新・生物多様性国家戦略」（平成14年3月27日）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する。」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

19年度は、「広域連携さけ・ます資源造成推進事業」として、民間団体が全国的に連携し、大型種苗の適期放流等による回帰率の向上を通じた、効率的なさけ・ます資源の造成を促進する取組に対する支援を行った。

また、さけ・ます資源の効率的な造成を図るため、さけ・ます増殖施設の整備に対しても継続して支援を行なった。

表1 19年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画
(農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画)

魚種	放流数(千尾)
さけ	129,000
からふとます	7,200
さくらます	2,700
べにさけ	150

表2 19年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚種	地域	放流数(千尾)
さけ	北海道	880,900
	本州	812,301
からふとます	北海道	126,000
さくらます	北海道	4,768
	本州	6,658

表3 19年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算
(千円)

広域連携さけ・ます資源造成推進事業費	619,100
強い水産業づくり交付金 (うち、さけ・ます増殖施設の整備)	8,761,521の内数

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供などその役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの急激な増加による食害問題などの生態系の変化、アユ冷水病やコイヘルペスウィルス病の蔓延などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、各種の対策を講じているところである。

19年度は、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭におき、内水面資源の増養殖等基盤施設や内水面漁業近代化等施設の整備に対する支援を行った。

また、緊急的・広域的なカワウ・外来魚の防除対策を実施、漁場環境保全に関する国民の理解の増進を図

るための生態系の保全や外来魚問題等に関する啓発普及活動に対する支援を行った。

さらに、河川収容力、遺伝的多様性に配慮したアユ増殖手法の開発、遺伝的多様性に配慮した漁場管理マニュアルの作成、カワウによる放流稚魚の捕食防止技術の開発、効率的・効果的な駆除を推進するための外来種抑制管理手法の開発、生態系等に配慮した増殖指針の作成を行った。

養鰻業については、我が国と中国、台湾、韓国の生産者間での民間協議や親鰻放流、適正養殖規範の作成・普及に対する支援を行った。

平成16年に発生した新潟中越地震及び平成19年に発生した新潟中越沖地震で大きな影響を受けているコイ養殖業の振興を図るために、魚病の検査、震災復興対策等に対する支援を行った。

表4 19年度内水面関連予算

(単位:千円)

健全な内水面生態系復元等推進事業費	321,904
鰐供給安定事業費	28,000
強い水産業づくり交付金	8,762,000の内数
うち、 内水面資源増殖等基盤施設の整備 内水面漁業近代化等施設の整備 錦鯉生産地の震災復旧支援	
水産動植物養殖施設灾害復旧事業	39,000

6 漁場環境及び生態系の保全

(1) 内湾域の漁場環境保全のため、伊勢湾における漁場環境保全方針の策定及び内湾域に立地されている発電所の取放水を活用した貧酸素水塊による漁業被害の軽減手法開発を行った。

このほか、流域環境保全に関する研究会の開催等や、市民団体等が行う森づくり活動、流域環境保全活動等を支援する民間団体に対する助成を行った。

(2) 赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害防止のため、有害赤潮プランクトンの生理・生態の解明、赤潮及び貧酸素水塊の発生予察技術や防護技術の開発、養殖ノリの色落ち被害の原因となるケイ藻赤潮の被害対策を実施するとともに、プランクトン同定研修会を開催した。また、赤潮情報ネットワークシステムの充実を図った。

(3) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため(財)漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等(審査認定事業、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業等)に対し助成した。

(4) ダイオキシン類等の魚介類中における蓄積状況の全国的な実態把握、魚介類中のダイオキシン類削減

方策の検討等を行った。このほか、内分泌かく乱物質の魚介類への影響調査等を行ったほか、内分泌かく乱物質による海産生物への影響評価手法の開発を行った。

(5) 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」の掲載種等について、保存方法の検討を進めため、緊急性の高く可能なものから調査及び増殖保存試験等を実施した。

大型クラゲ、トド、ナルトビエイ等の有害生物による漁業被害を防止・軽減するため、出現状況の把握と情報提供、混獲や破損を回避するための改良漁具の導入促進、駆除、陸上処理等の対策を推進した。

(6) 有明海における海域環境の改善と漁業の振興を図るために、漁業者等からの意見を聞いた上で、二枚貝資源の生産回復に資する海域環境改善技術の現地実証として、海水流動制御・覆砂漁場機能増進技術の開発及び微細気泡装置による耕耘効果技術の開発を行った。

(7) 藻場の現状把握と長期変遷の解明及び藻場の減少要因の究明を行うとともに、藻場資源評価方法の確立及び適正な管理に必要な環境条件の把握と管理手法の確立を図った。

(8) 漂流・漂着ゴミ対策のため、漁業系資材の処理費用の軽減方策やリサイクル技術の開発を行うとともに、漁業活動中に回収した漂流物の処理を行う民間団体に対し助成を行った。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。昭和52年度からは栽培漁業の全国発展を図るために海区毎に整備することとし、平成7年度までに16か所の栽培漁業センターを整備した。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備(昭和48~58年度、全国37か所)に引き続き、増強施設の整備(昭和55~63年度、全国32か所)、拠点施設の整備(昭和60~平成15年度)、新技術導入施設の整備(平成元~15年度)、海区拠点施設の整備(平成6~15年度)、種苗生産環境改良施設の整備(平成9~15年度)及び資源回復支援施設の整備(平成16年度から)を進めている。

平成14年に成立した「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」により、社団法人日本栽培漁業協会は、平成15年10月1日に独立行政法人水産総合研究センターと統合した。これにより、社団法人日本栽培漁業協会が委託事業として行っていた栽培漁業に関する技術開発の業務については、独立行政法人水産総合研究センターが実施することとなり、平成18年度は、水産に関する総合的な試験・研究等の業務に必要な運営費を交付した。さらに、その業務に必要な栽培漁業センターの施設整備について補助した。

また、都道府県には、資源回復計画の対象種等の種苗生産に必要な施設整備について強い水産業づくり交付金による支援を行った。

さらに、我が国周辺の水産資源が悪化している中、資源回復計画、国際的な課題や海域環境悪化に対応した効率的・効果的な資源造成を図るため、各都道府県における取組に加えて、関係都道府県との広域的に連携した取組を通じて海域レベルでの適地放流を推進するための「栽培漁業資源回復等対策事業」に対して助成した。

表5 平成19年度栽培漁業関連予算
(百万円)

独立行政法人水産総合研究センター	
試験研究・技術開発勘定運営費交付金	14,669の内数
施設整備費補助金	1,582の内数
都道府県	
強い水産業づくり交付金	8,762の内数
うち、資源回復支援施設の整備	
民間団体等	
栽培漁業資源回復等対策事業費	139

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、国民の水産物に対するニーズの高度化・多様化に対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は多くの養殖水産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、また、養殖生産の国際化、自由貿易の進展による輸入水産物の増加など、厳しい情勢が山積している。このような問題点を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、消費者ニーズの高度化・多様化に対応した安全な養殖水産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るために、

各種の対策を講じているところである。

19年度は、養殖水産物の安定供給や生産情報の提供を求める消費者の声が高まっていることから、漁場環境に優しい給餌や資機材の利用などの技術の開発・普及等や、養殖生産に関する消費者への適切な情報提供を通じて、安全・安心な養殖生産の実現を推進した。

具体的には、生産工程における履歴情報を記録・管理できるモデルシステムの開発、持続的養殖の推進や経営の高度化を図るための計画的な生産・出荷体制の構築、効率的な給餌システムや環境負荷の低い配合飼料の開発、養殖従事者の高齢化・担い手不足に対応した省力化技術の開発、さらに持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定・実施に対する支援等を総合的に行った。

このほか、海面養殖業由来の環境への負荷を可能な限りなくすための更なる知見の収集と、それに基づく実用的技術・システム開発の実施、水産養殖に使用される水産用医薬品以外の資機材の調査・検討、海域特性を勘案した養殖漁場環境の指標及び基準の策定、高品質なアコヤ貝育成のための技術開発とへい死を防止するための管理方法の開発、消費者等の視点から新たな養殖業のあり方についての検討を行うとともにパイロット地区において生産情報の発信や消費者等との意見交換、養殖生産の省力化・合理化技術の開発等を実施した。

ノリ養殖業については、ノリ輸入枠の拡大等、養殖業を巡る情勢変化に対応し、コスト削減や付加価値向上を行い、国際競争力の強化を図るため、構造改革計画に基づいた生産性の低い自動乾燥機等の廃棄への支援、高度化・合理化に資すると考えられるモデル事業への支援、優良な特性を有するノリ株・糸状体の選定・利用の促進への支援を実施した。

第3節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

我が国の漁業就業者は、この10年間で26%減少し、平成18年現在21万2千人となり、また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の36%、60歳以上にあっては47%と高齢化しており、このような現状に対応するため、水産基本法及び水産基本計画に基づき、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 担い手育成支援事業

社団法人大日本水産会及び都道府県等に設置された漁業就業者確保育成センターによる求人情報等の提供、地域情報提供体制の整備、漁業就業支援フェアの開催、漁業現場での長期研修（最長6ヶ月間）を実施するとともに異業種のノウハウを活用した漁業分野への新規参入の促進、水産業改良普及組織が中心となり行う後継者受入地域の合意形成、自立漁家を目指した実習、青年漁業者、漁村女性等が自発的に行う漁業技術・経営管理能力の向上等に関する活動の支援等。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者老齢福祉共済事業の推進等。

(3) 経営改善促進事業

全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者グループのリーダー資質向上対策、漁業経営や地域活動等に関する取組の全国交流、中核的漁業者協業体の経営改善の取組や漁村女性等による起業的活動の取組等。

2 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業普及指導員の配置、水産業普及指導員室の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

3 独立行政法人水産大学校

独立行政法人水産大学校は、中央省庁等改革により、水産に関する教育・研究を実施する機関として、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された。

また、第一期中期計画における評価等を踏まえ、第二期中期計画が平成18年4月1日より開始され、設立目的である水産に関する学理及び技術の教育及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成に努めたとともに、業務実施に要する経費について19年度は運営費交付金21億8,595万4千円を交付した。

第4節 水産制度金融

1 概 况

19年度の漁業金融の状況をみると、20年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は1兆2,506億円となり、前年同期に比べ1,004億円の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが1兆2,060億円、大規模漁業向けが445億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が8,346億円で最も大きく、一般金融機関が3,145億円、政府系金融機関が1,015となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が8.7%、一般金融機関が5.0%、政府系金融機関が9.1%のそれぞれ減少となった。構成比をみると、系統金融機関が66.7%、一般金融機関が25.1%、政府系金融機関が8.1%となっている。

2 系 統 金 融

(1) 貯 金

19年度における漁協貯金は、表6のとおり、20年3月末で9,088億円となり、前年同期に比べ490億円(5.7%)の増加となった。

これは、県一漁協の設立により、信漁連を包括承継したことが主な要因である。

(2) 貸 出 金

19年度における漁協貸出金は、表6のとおり、20年3月末で2,278億円となり、前年同期に比べ26億円(1.2%)の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ1.1%減少し、25.1%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の20年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計8,346億円となり、前年同期に比べ791億円(8.7%)の減少となった。

表6 漁協貯金・漁協貸貸率の推移

(単位：億円、%)

	18/3月末	19/3月末	20/3月末
漁協貯金(A)	8,622	8,598	9,088
漁協貸出金(B)	2,445	2,252	2,278
漁協の貯貸率(B/A)	28.4	26.2	25.1

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表7のとおり、20年3月末で3,145億円であり、前年同期に比べ165億円(5.0%)の減少となった。

表7 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

	(単位: 億円、%)		
	19/3月末	20/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	2,634	2,478	△5.9
信託勘定	0	0	0
信用金庫	676	667	△1.3
計	3,310	3,145	△5.0

4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等9資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

19年度の貸付決定額は表8のとおりで、20年3月末で147億円となり、前年同期に比べ25億円（21.1%）増加した。

表8 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

資 金 名	18年度	19年度	19/18
漁業経営改善支援	2,817	7,145	253.6
中山間地域活性化	1,125	738	65.6
振興山村・過疎	400	0	—
漁業基盤整備	1,534	1,580	103.0
漁船	677	320	47.3
農林漁業施設	970	2,824	291.1
水産加工	4,479	1,799	40.2
沿岸漁業経営安定	—	0	—
農林漁業セーフティネット	—	311	—
計	12,155	14,718	121.1

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

同資金については、国から漁業者団体への直接助成分を除き、平成17年度より都道府県へ税源移譲されている。

なお、19年度の融資実績は、平成20年3月末で243億円となっており、前年同期に比べ1.4億円（0.6%）減少した。

用途別にみると、前年度に比べ漁船が6.4億円、養殖用施設が4.8億円、水産動植物の種苗購入・育成が0.5億円の減少、加工用施設が9.6億円、漁具等施設が0.3

億円、共同利用施設が0.3億円の増加となった。

表9 漁業近代化資金の用途別融資額

都道府県承認分	(単位: 百万円、%)			
	金額	構成比	18年度	19年度
漁船（20トン以上）	451	413	1.8	1.7
漁船（20トン未満）	9,898	9,301	40.6	38.3
養殖用施設	1,007	524	4.1	2.2
加工用施設	2,272	3,233	9.3	13.3
漁具等施設	1,505	1,539	6.2	6.3
水産動植物の種苗	9,183	9,134	37.6	37.7
購入・育成				
共同利用施設	82	113	0.3	0.5
計	24,398	24,257	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合 計	24,398	24,257	100.0	100.0

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

(2) その他の制度資金

その他制度資金融資・貸付状況については表10のとおりとなっており、主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金（漁業者団体分）がある。

なお、漁業経営維持安定資金（都道府県分）、漁業経営再建資金及び漁業経営高度化促進支援資金は平成17年度より、国際規制関連経営安定資金（都道府県分）は平成18年度より、都道府県へ税源移譲されている。

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、19年度に39億円の貸付極度額が設定されており、平成20年3月末で前年同期に比べ12億円（23.9%）減少した。

表10 その他制度資金融資・貸付状況

資 金 名	18年度	19年度
漁業経営維持安定資金	(201)	(382)
漁業経営改善促進資金（極度額）	5,131	3,907

注：（ ）は都道府県の利子補給助成に係る貸付額である。

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るために自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等の

ための施設を導入し、又は生活の改善を図るために合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として昭和54年に創設された。

表11 沿岸漁業改善資金貸付状況

	(単位：百万円)		
	16年度	17年度	18年度
経営等改善資金	2,322	1,980	1,963
生活改善資金	48	18	17
青年漁業者等養成	625	565	491
確保資金			
合計	2,995	2,563	2,471
補助金交付額	5	0	10
対象都道府県	41県	41県	40県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

19年度の保証状況をみると、年度中の保証額は1,059億円で前年比6.3%の減少となり、年度末保証残高は1,820億円で8.6%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比2.9%増、信漁連は13.0%減、漁協は4.1%減、銀行等は5.4%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比6.8%減、一般資金10.2%の減少となった。

なお、19年度中の代位弁済額は66億円で前年比15億円の増加となり、この結果単年度事故率は5.4%、累計事故率は3.4%となった。

第5節 水産業協同組合

1 概要

(1) 水産業協同組合の現況

20年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が2,764(沿海地区漁協1,162、内水面漁協859、業種別漁協135、漁業生産組合486、水産加工協122)、連合会が166(漁連115、信漁連31、水産加工連9、共水連1、全国段階連合会が10)となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減

少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増しており、沿海地区漁協系統には全体で約470億円(17年度)にも上る欠損金が累積している。

このような状況の中で、漁協が漁業者の生産活動を支えるという本来的役割を的確に果たしていくようするため、漁協合併のさらなる促進、経営不振漁協の再建計画の早急な策定・実施による漁協系統の組織・経営・事業基盤の強化が急務となっている。

2 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国の国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存続を確保することが必ずしも可能な状況ではなく、漁業種類によっては縮減せざるを得ない場合がある。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい国際漁業の再編整備をできる限り混乱なく進めることである。

このため、平成元年12月22日の閣議了解により、国際漁業の再編整備について、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることとした。

本事業は、この一環として、将来の国際漁業に関する的確な見通しの下に国際漁業の再編整備を計画的に行うため、交付金の交付等の措置を実施するものである。

(2) 事業の概要

ア 減船漁業者救済対策事業

実施計画に従って減船を行った者に対し、減船漁業者救済費交付金の交付を行う。

イ 不要漁船処理対策事業

実施計画に従って減船に伴って発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に、不用漁船処理費交付金の交付を行う。

ウ 国際漁業再編対策推進事業

国際漁業再編対策を円滑に推進するため、国際漁業の情勢の把握や交付金の交付等のための推進体制の整備を行う。

(3) 事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2~4年度に北洋さけ・ます漁業、3~5年度に北方底びき網漁業、4~6年度に

公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、13年度にたら等はえ縄漁業、18年度に日本海べにずわいがに漁業について本事業を実施した。

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

19年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は569万6千t(概数)で、前年に比べ0.7%減少した。

魚種別には、するめいか、さんま、ほっけ、まいわし等が増加し、さば類、かたくちいわし、さけ類等が減少した。

19年の産地価格は、前年に比べ、さば類は34%、かつお（生鮮）は19%、さんまは6%上昇した。

また、まいわしは11%、するめいか（生鮮）は35%、ほっけは27%低下した。

19年の消費地価格(東京中央卸売市場)は、前年に比べ、かつお（生鮮）は10%、まあじ（生鮮）は2%、きはだ（冷凍）は9%上昇した。

また、さんま（生鮮）は4%、するめいか（生鮮）は7%、めばち（生鮮）は8%低下した。

2 水産物の流通対策

(1) 水產物流通構造改革事業

漁業者団体等が行う、食品産業や小売業と連携して行う新たな水産物商品の企画、試作品の製造や水産物商品の流通、サービス等の実証試験、市場の開設者等が行う産地市場の統廃合、買い受け人の新規参入等を伴った産地取引等の実証試験、国産水産物の品質特性や水產物流通構造改革に必要な調査等に必要な経費について補助を行った。

3 水産加工業対策

(1) 概 態 況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成19年の水産加工品生産量（確報・生鮮冷凍水産物を除く。）は192万9,528tで前年に比べ4%減少し、生鮮冷凍水産物の生産量は166万1,150tで、前年並となった。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は60万5,841tで、前年に比べ2%（1万2,115t）減少した。このうち、かまぼこ類

は53万6,679tで、前年に比べて3%（1万7,347t）減少したが、魚肉ハム・ソーセージ類は6万9,162tで、前年に比べ、8%（5,232t）増加した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は28万3,667tで、前年に比べ3%（9,318t）減少した。このうち、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は14万8,456t、水産物調理食品は13万5,211tで、前年に比べそれぞれ、2%（2,757t）、5%（6,561t）減少した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は30万6,996tで、前年に比べ3%（1万742t）減少した。このうち、煮干し品は7万2,409tで前年に比べ5%（3,371t）増加したが、素干し品は2万2,585t、塩干品は21万2,002tで、前年に比べそれぞれ、13%（3,232t）、5%（1万881t）減少した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は、19万370tで、前年に比べ4%（7,605t）減少した。このうち、さばは、2万6,305tで、前年並となったが、さけ・ますは10万1,363t、たら・すけとうだらは、9,560tで、前年に比べそれぞれ6%（6,940t）、15%（1,693t）減少した。

オ くん製品

くん製品の生産量は7,871tで、前年並となった。

カ 節製品

節製品の生産量は10万7,332tで、前年に比べ4%（4,530t）減少した。このうち、節類は6万6,449tで前年に比べ7%（4,942t）減少したが、削り節は4万883tで前年に比べ1%増加した。

キ その他の食品加工品

その他の食品加工品の生産量は42万7,451tで、前年に比べ6%（2万5,978t）減少した。このうち、調味加工品は30万2,038t、水産物漬物は6万3,227t、塩辛類は2万7,056t、その他は、3万5,130tで、前年に比べそれぞれ、3%（8,938t）、6%（4,220t）、6%（1,616t）、24%（1万1,204t）減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は166万1,167tで前年に比べ1%減少した。このうち、さけ・ます類は16万9,977t、いわし類は26万7,527tで前年に比べそれぞれ、10%（1万5,048t）、7%（1万8,127t）増加したが、さば類は34万7,249tで21%（9万4,434t）減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 近年の水産加工業をめぐる厳しい情勢に対応し

て、近海水産資源を原材料とする水産加工の高度化・差別化の促進と水産加工業の体质強化を図るため、「水産加工業施設改良資金通臨時措置法」(昭和52年法律第93号)に基づき、水産加工資金(融資枠40億円〔平成19年度〕)の融通を措置した。

イ 消費者に信頼される水産物の供給体制の強化を図るため、産地市場及び水産加工場における衛生管理をはじめとする品質管理の推進及び消費の改善を総合的に行う「水産物品質管理対策推進支援事業」に対して助成した。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業(国産水産物安定供給推進事業)

漁業者団体が水揚げ集中時の魚価低落時に水産物を買い取り、一定期間保管した後、価格上昇時に流通業者へ販売する調整保管や、漁業者団体が最終実需者との間で直接取引契約を締結し、最終実需者が求める種類、規格の水産物を買い取り、一定価格で安定的に販売する事業を実施した際の買取代金利、保管料等を助成するために必要な資金を造成した。

(2) 水產物流通グローバル化対策事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。さらに、これらの情報収集・分析のための電子情報ネットワークを推進した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンターである。

5 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸出

19年の水産物総輸出額は、2,382億3,984万円であり、前年に比べ、16.0%増加となった。

輸出額が増加した主な品目は、干しなまこ、まぐろ・かじき類、さば類等であり、逆に減少した品目は、さけ・ます類等である(表12)。

また、輸出先別にみると、香港(27%)が最も大きく、次いで米国(15%)、中国(13%)、韓国(13%)、タイ(7%)と続いている。

表12 19年水産物輸出実績

品目	単位: 数量はトン 金額は百万円、()は千ドル	
	数量	金額
総計	[26,275]	38,240
	612,390	(2,029,301)
(1) 真珠	53	36,528
(　　)(真珠及び真珠製品)		(310,899)
(2) 干しなまこ	345	16,667
		(141,483)
(3) まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	48,388	15,079
		(126,687)
(4) さば (生・冷・凍)	156,266	14,099
		(119,800)
(5) さけ・ます類 (生・冷・凍)	58,859	13,352
		(115,444)

イ 輸入

19年の水産物の総輸入額は、1兆6,372億5,273万円で、前年より4.2%減少した。

輸入額が増加した品目は、さけ・ます類で、逆に減少した品目は、えび、まぐろ・かじき類、かに等である。(表13)。

表13 19年水産物輸入実績

品目	単位: 数量はトン 金額は百万円、()は千ドル	
	数量	金額
総計	2,891,623	1,637,253
		(13,925,318)
(1) えび (活・生・冷・凍)	214,575	225,928
		(1,926,660)
(2) まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	247,367	219,001
		(1,868,208)
(3) さけ・ます類 (生・冷・凍)	238,226	142,146
		(1,205,412)
(4) かに (活・生・冷・凍)	75,124	65,827
		(561,603)
(5) えび調整品	66,937	60,052
		(511,021)

(2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように、また、我が国周辺水域の資源管理措置を補完するため輸入割当制度を実施している。輸入割当品目は次のとおりである。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。

○煮干し。

○冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。

- 活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。
- 食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

表14 19年度補助金等

(単位：千円)

水産物流通グローバル化対策事業費	30,248
水産物品質管理対策推進支援事業費	106,217
国産水産物安定供給推進事業費	1,400,000
水産物流通構造改革事業費	343,563

第7節 漁業保険制度

1 漁船損害等補償制度

(1) 概 括

漁船損害等補償制度は、漁船及び漁船積荷につき不慮の事故による損害をてん補するとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害をてん補すること等を目的とした制度であり、「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づく漁船保険（普通保険、特殊保険）、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに「漁船乗組員給与保険法」（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。そのうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については国が再保険を行い、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については漁船保険中央会が再保険を行い、さらにその一部につき国が再々保険を行っている。

(2) 漁船保険等事業

ア 漁船保険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補するものであり、戦乱等によらない事故により生じた損害をてん補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害をてん補する特殊保険がある。普通保険には、これらの損害のみをてん補する普通損害保険と、これらの損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

(ア) 普通保険

a 普通保険の加入状況

19年度において普通保険に加入した漁船は、19万9,430隻、96万5,145tである。このうち普通損害保険の加入隻数は19万5,860隻で、満期保

険の加入は（継続分を含む）3,570隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では4,671隻減となっており、20t未満階層では4,612隻（2.3%）減少し、20t以上階層では59隻（3.4%）減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満が86.8%を占めており以下5~19t 12.2%、20~49t 0.1%、50~99t 0.2%、100~999t 0.5%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に18年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、62.6%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5t未満は61.7%、5~19tは86.4%、20~49tは86.8%、50~99tは89.8%、100~999tは83.5%となっており、無動力漁船は3.9%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5t未満95.3%、5~19t 94.2%、20~49t 97.6%、50~99t 96.1%、100~999tは89.2%で動力漁船総数では93.6%、無動力漁船では98.6%を示しており、これらの引受保険金総額は1兆858億円であって、前年度に比べて364億円の減を示している。

b 保険事故

19年度において保険金を支払った普通保険事故は51,218件、支払保険金額は152億7,736万円であり、前年比12.2%の減となった。

c 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

19年度において、漁具特約の引受件数は（特殊保険を含む）は745件で、保険金額は52億5,878万円であった。

なお、保険金を支払ったものは5件3,953万円であった。

(イ) 特殊保険

19年度の保険契約件数は318件で、保険金額は383億9,407万円であり、その内訳は北部漁場317件381億6,907万円、西部漁場0件、南部漁場1件2億2,500万円であった。

なお、保険金を支払ったものは1件2億4,000万円であった。

イ 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

19年度の保険契約隻数は、基本損害196,849隻、乗客損害16,977隻、人命損害12,331隻で、保険金額はそれぞれ34兆2,236億1,500万円、5兆9,887億8,500万円、360億4,750万円であり、純保険料額はそれぞれ37億8,503万円、4億2,215万円、4,044万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害1,888件20億5,143万円、乗客損害55件6,981万円、人命損害12件1,445万円であった。

ウ 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

19年度の保険契約隻数は30,802隻で、保険金額は492億2,250万円であり、純保険料額は4,554万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、27件3,233万円であった。

エ 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。

19年度の保険契約隻数は703隻で、保険金額は687億2,485万円であり、純保険料額は1億5,309万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、12件1億4,292万円であった。

オ 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害をてん補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

19年度の保険契約隻数は、転載積荷保険27隻、プ

レジャーボート責任保険13,724隻で、保険金額はそれぞれ18億8,545万円、2兆7,860億3,700万円であり、純保険料額はそれぞれ207万円、1億1,576万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険148件7,329万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

カ 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行うものである。

19年度の保険契約件数は200件で、その内訳は北部漁場200件、西部漁場0件、南部漁場0件であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

(3) 財 政 措 置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。19年度においては、国庫負担額は71億4,865万円であった。

また、漁船保険組合に対し、事業実施に必要な経費について6億5,070万円の助成を行った。

2 漁業災害補償制度

(1) 概 况

漁業災害補償制度は、「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするため必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれています。経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、19年度の加入状況は、加入件数60,935件、共済金額3,942億4,673万円、純共済掛金169億6,079万円であった。この加入実績は、前年度実績3,844億954万円に対し2.6%増（98億円増）となり、過去最高を記録した。この内訳は、漁獲共済が前年度比1.5%増（32億円増）、養殖共済が前年度比4.8%増（42億円増）、特定養殖共済が前年度比1.5%増（11億円増）、

漁業施設共済（14年10月より、従来の漁具共済から移行）は前年度比14.3%増（13億円増）となっている。

なお、18年度契約分に係る支払状況は、19年3月末現在で支払件数3,062件、支払共済金31億8,644万円であった。

(2) 漁業共済事業

ア 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

19年度の契約件数は、14,486件と前年度の14,927件に比べ減少し、共済金額では、2,145億4,425万円と前年度2,113億6,464万円に比べ1.5%の増加となつた。

なお、18年度契約分に係る支払状況は、19年3月末現在で支払件数258件、支払共済金12億1,891万円であった。

イ 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

19年度の契約件数は、5,997件と前年度の6,092件に比べ減少し、共済金額では、925億7,044万円と前年度883億3,054万円に比べ4.8%の増加となつた。

なお、18年度契約分に係る支払状況は、19年3月末現在で支払件数794件、支払共済金8億6,177万円であった。

ウ 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかつた場合の損失について共済金を支払う事業である。

19年度の契約件数は、6,988件と前年度の7,267件に比べ減少し、共済金額では、768億7,391万円と前年度757億4,319万円に比べ1.5%の増加となつた。

なお、18年度契約分に係る支払状況は、19年3月末現在で支払件数11件、支払共済金162万円であった。

エ 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

19年度の加入件数は、33,464件と前年度の33,645

件に比べ減少し、共済金額では、102億5,812万円と前年度89億7,117万円に比べ14.3%の増加となつた。

なお、18年度契約分に係る支払状況（旧漁具共済含む。）は、19年3月末現在で支払件数1,999件、支払共済金11億413万円であった。

(3) 財 政 措 置

19年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は74億1,566万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について5億8,871万円の助成を行つた。

第8節 沿岸・沖合漁業

1 沖合底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の中型漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分（一部128度）以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：19年末で391隻であった。

船型：160tまで4階層に分かれるが、新40t未満階層が137隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オッタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：18年は34万9千tで前年に比べ約1.2万t減少した。魚種別にはすけとうだら11万3千t、ほっけ7万t、かれい類1万7千tとなっている。

2 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の中型漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることが定められている。

か、漁具漁法についても漁獲効率が高い 2 そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の19年8月現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。18年の漁獲量は41万3千tで前年に比べ2万トン減少した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そういう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち27万7千トンは、北海道のほたてがいである。

3 まき網漁業

総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の20年1月1日現在の許認可隻数は、207隻であった。

また5トン以上40トン未満（北部太平洋海域においては15トン未満）の中型まき網漁業の大枠付隻数は、20年1月現在で505隻となっている。18年におけるまき網漁業の漁獲量は約144万トン（うち大中型まき網漁業約101万トン）で、前年より約8万トンの増となつた。

4 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については、大臣承認となっており、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。19年度の承認隻数は、かご漁船18隻であった。18年のずわいがにの全国漁獲量は約6千tで約1,000トン増となっている。

5 さんま漁業

さんま漁業は大きく分けて、総トン数10トン以上の漁船により棒受網を使用してさんまを獲る指定漁業の北太平洋さんま漁業と10トン未満の漁船により棒受網や刺網を使用する知事許可漁業がある。

このうち北太平洋さんま漁業の操業期間は、さんまの索餌のための北上する魚群及び産卵のための南下魚群が形成される8月1日から12月31日までと限定され

ているため、さけ・ます流し網漁業等との兼業船も多い。また、さんまの漁場は年毎に海流などによって変わるが、大体、漁期初めの8月～9月は歯舞・色丹沖、8月～10月に道東沖で操業し、10～11月頃三陸沖に南下、11月～12月頃には房総半島沖まで南下して操業し、これに応じて主要水揚港も道東～三陸～房総等と推移する。

19年度のさんま漁業の大枠許認可隻数は204隻で、前年度から16隻減少している。漁獲量については、17年の漁獲量は約23万t、18年の漁獲量は約24万tとなっている。

6 いかつり漁業

いか釣り漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30トン以上の動力漁船によりいか釣り漁業を営むものについては平成14年4月に「中型いかつり漁業」（我が国近海が主漁場）と「大型いかつり漁業」（海外が主漁場）を統合し、「いか釣り漁業」として指定漁業の業種に追加し、平成19年8月に際し、操業区域・規制ラインの見直し等を行った。

また、30トン未満の漁船については、都道府県知事許可等であるが、するめいかを目的とする5トン以上30トン未満船は、平成10年から農林水産大臣の届出が必要となっている（小型するめいか釣り漁業）。

我が国近海で操業するいかつり漁業は、日本海を主漁場として、日本海でスルメイカの周年漁獲、6月頃から10月頃に東シナ海でのヤリイカ漁獲、1月頃から2月頃に太平洋側のスルメイカの漁獲、秋に北太平洋（東経170度以東）のアカイカ漁獲に大別できる。

19年度のいか釣り漁業の許認可隻数は182隻（うち旧大型いかつり漁業が41隻、旧中型いかつり漁業が141隻）である。また、5t以上30t未満船の大枠届出漁業の届出隻数は3,204隻である。

7 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業とも呼ばれ、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、中型さけ・ます漁業、さんま漁業等との兼業がみられる。この漁業は三陸沖を中心に古くから行われ、国際環境の変化により平成元年8月に届出漁業とした。さらに、公海における操業は、平成4年12月末をもって停止となり、現在では、房総半島沖から北海道道東沖にかけた日本の排他的經濟水域を主漁場として継続して操業が行われている。

かじき等流し網漁業は、総トン数10トン以上の漁船

で大臣届出制となっているが、一方で各道県毎に知事許可又は海区委員会指示による承認が必要となっている。本漁業の18年の漁獲量は約4千9百tであった。

8 遊漁・海面利用

国民の自然志向・健康志向などを背景として海の利用のニーズが多様化する中で、従来からの釣り、潮干狩りといった遊漁活動に加え、ヨット・モーターボート、水上オートバイなどのプレジャーボートやスキューバダイビングなど、多様な海洋性レクリエーションが進展している。

このような状況の中、漁業者、遊漁者、海洋性レクリエーション関係者等からなる海面利用協議会が都道府県に設置され、調和がとれた海面利用を図っている。

遊漁船業については、各都道府県に登録した遊漁船業者数は、平成19年3月31日時点において1万8,133業者、登録された遊漁船の隻数は、2万0,944隻であった。

また、遊漁船業者等に対し、安全運航、遊漁船利用者の安全管理のための講習会の開催、安全対策及び適正な漁場利用に関するルール・マナーの啓発を行うとともに、遊漁船利用者を含む遊漁者に対し、釣りのルール・マナーを指導する釣り指導員の育成、活動支援及び青少年に対する釣り教室開催支援による釣り人の水産資源・漁場環境保全意識の啓発を行う遊漁船業等適正化対策推進事業を実施した。

9 我が国200海里内における漁業取締り

(1) 外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約2千隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて、我が国200海里内で操業を行うこととなった。水産庁ではこれら外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、密漁設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・山陰周辺などの海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分を科すとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成19年における拿捕件数は13隻（韓国漁船11隻、中国漁船1隻、台湾漁船1隻）であった。

また、平成19年における外国漁船による密漁漁具の押収量は、刺網・延縄が約159km、籠漁具が30,060個に達した。

(2) 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における、我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、承認漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分や船長等の乗組み禁止処分などの行政処分を実施しており、平成19年における検挙件数は30隻（沖合底びき網漁業8隻、大中型まき網漁業2隻、いか釣り漁業1隻、かじき等流し網漁業2隻、小型機船底びき網漁業9隻、中型まき網漁業4隻、日本海べにずわいがに漁業2隻、さんま流し網漁業1隻、機船船びき網漁業1隻）であった。

(3) 漁業取締体制の強化

水産庁では、漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船6隻、用船32隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りに当たっているところである。

しかし、外国漁船による違法操業が増加するとともに、違反を発見されると逃走したり追跡の妨害や体当たりをする悪質な漁船が増加しており、これら違反漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流失により我が国の水産資源や漁場環境の悪化が懸念されている。

このため、違反漁船に対する取締捜査能力の向上を図るため、取締機器の更新や新型漁業取締船への移行を計画的に実施し、実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

第9節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

19年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第23回会議及び政府間協議の結果を受け、日本200海里内において3,175tの漁獲限度量及びロシア200海里内において10,275tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、平成4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内ののみの操業となっている。19年度の漁獲割当量は5,775tで、21隻が5月17日から7月31日まで操業し、漁獲実績は4,875tであった。

イ 日本海海域

日本200海里内において200tの漁獲限度量で4月9日から6月21日まで4隻が操業を行い、漁獲実績

は163tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

80隻(10t未満)が、日本200海里内において2,975tの漁獲限度量で、4月15日から7月7日まで操業を行い、漁獲実績は2,768tであった。また、30t未満型の25隻がロシア200海里内において4,500tの割当量を受け、5月17日から7月30日まで操業し漁獲実績は3,065tであった。

2 捕鯨業

(1) 商業捕鯨の中止

昭和57年、国際捕鯨委員会(IWC)は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し(包括的評価)を行うとの条件付きで商業捕鯨の一時停止(モラトリアム)を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置としてモラトリアムを受け入れ、商業捕鯨は1988年より一旦中止した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

從来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC科学委員会により、1992年に完成され、南極海ミンククジラ鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度(RMS)の完成が商業捕鯨再開(モラトリアムの撤廃)の前提との決議案が採択され、以降14年間に延べ45回のRMS関連会合が開催されたが、反捕鯨国による遅延策等のためRMSの完成は遅れ、さらに近年では、反捕鯨国は、RMSの完成は商業捕鯨モラトリアムの撤廃を意味しないとの主張を始める等、モラトリアムの見直し先送りの立場を譲らなかつた。2006年2月、ケンブリッジにおいてRMS作業部会が開催されたが、上述のような反捕鯨国による理不尽な対応により、RMSの完成が不可能であることが確認され、作業部会での作業は当面延期することが合意され、14年間の議論と交渉の結果、RMSのプロセスは実質上停止することとなつた。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、南極海及び北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施しており、この一環として1987年度から2004年度まで18年間、南極海ミンククジラの生物学的情報収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査(JARPA)を実施し、更に2005年度よりJARPAの調査結果を踏まえ、科学的知見の更なる充実を図り、よ

り適切なクジラ資源の管理方式の構築を目指すため、ミンククジラの捕獲頭数を増やすとともに、資源の回復が著しいナガスクジラ及びザトウクジラを新たに捕獲対象鯨種に加えた第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPA II)を開始した。

南極海鯨類調査に対しては、調査の開始当初からグリーンピースやシー・シェパード(SS)といった反捕鯨団体が不当かつ危険な妨害活動を繰り返してきたが、2006年度も、前年度に引き続き両団体が妨害活動を行うことを公言して南極海に出現した。2月9日及び12日には、SS所属船2隻による調査母船「日新丸」及び目視専門船「海幸丸」に対する妨害活動があり、日新丸では船上に投げ込まれた薬品(酪酸)を浴びた船員2名が負傷したほか、海幸丸については投げ込まれたロープがプロペラに絡まり、プロペラの一部が損傷し、一時的に停船を余儀なくされた。

また、2月15日未明、日新丸の後部甲板において火災が発生し、乗員1名が死亡する事故が発生した。その後、復旧活動により28日には自力航行が可能となつたが、調査機材の不都合や汚損などにより、2006年度の調査は中止となつた。

また、2007年度の調査時においては、SS所属船ステイプル・アーウィン号が妨害活動を展開し、調査母船「日新丸」並びに目視採集船「第2勇新丸」及び「第3勇新丸」に薬品(酪酸)の入った瓶を投入し、日新丸にて船員及び海上保安官3名が負傷した。また、第2勇新丸にプロペラに絡めることを目的とし、ロープ等を流す等の行為を展開し、SSの活動家2名が第2勇新丸の船内に侵入した。これらの妨害行為により、延べ31日間にわたり調査が中断され、予定捕獲頭数に至らなかつた。

1994年度には北西太平洋におけるミンククジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN)を開始し、さらに、2000年度からは、JARPNの調査結果を踏まえ、増加している鯨類による水産資源の大量捕食が漁業に与える影響を解明することを主目的とした第2期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II)を実施している。JARPN IIでは調査対象種としてミンククジラ以外にイワシクジラ、ニタリクジラ及びマッコウクジラを追加するとともに、小型捕鯨船を用いて、沿岸域における調査も実施している。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象とした操業を行っていたが、モラトリアムを受け入れたことに伴い、現在はIWC規制対象外の鯨種(ツチ

クジラ、ゴンドウクジラ等)のみを捕獲している。この沿岸小型捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨(文化的、伝統的重要性からモラトリアム下であっても捕鯨が認められている)と同様の文化的・社会経済的な性格を有しており、これらの地域に対してミンククジラの商業捕鯨捕獲枠を与えるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

総トン数10t以上の中型漁船により浮きはえ網を使用して又は釣りによってかつお・まぐろ類をとる漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業に分けられる(我が国排他的經濟水域内で、総トン数20トン未満の漁船が操業する場合を除く)。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許認可船の隻数は、平成19年8月1日現在総数1,018隻となっている。

また、52年以降の200海里設定によりすでに約30数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなるなか、資源状況の悪化、地域漁業管理機関における漁獲枠削減等の規制強化や、輸入品との競合などによる長期的な魚価の低迷等、本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

表15 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数		
(19年8月1日現在)		
遠洋かつお・まぐろ漁業	583隻	
近海かつお・まぐろ漁業	435隻	
合 計	1,018隻	
(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量		
(19年、概数、かっこ内は前年)		
まぐろはえなわ漁業	186千t	(186千t)
かつお一本釣り漁業	124千t	(116千t)
合 計	310千t	(302千t)

4 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業の平成19年8月1日現在の許認可隻数は50隻となっている。

(1) 北 方 漁 場

ロシア200海里水域においては、政府間交渉により、スケトウダラを主対象とした漁獲割当を確保し、操業を行っている。

また、天皇海山水域では、キンメダイ、クサカリツボダイを主対象とした操業を行っている。

(2) 南 方 漁 場 等

南方漁場においては、ニュー・ジーランド水域、南極(CCMLR)水域、その他では、北西大西洋(NAFO)水域で操業を行っている。

ニュー・ジーランド水域での主対象魚種はホキ、ミナミダラである。

CCMLA水域ではナンキョクオキアミを対象として操業を行っている。

また、NAFO水域での主対象魚種はカラスガレイ、アカウオである。

多くの外国200海里水域内については、直接入漁が困難になったことから、形式用船方式(我が国船籍)や現地法人化等による相手国船籍漁船による操業(我が国国内法の枠外)を行っている企業も存在する。

5 海外いか釣り漁業

海外いか釣り漁業(大型いか釣り漁業)は、昭和44年にそれまでの自由漁業から大臣承認漁業へ移行された。承認隻数は当初200隻を超えていたが、昭和57年から58年にかけてのいか流し網漁業への転換及び経営不振による廃業等により減少が続き、指定漁業となった平成14年8月の許可の一斉更新時で許認可隻数79隻、平成15年は80隻、平成18年においては76隻となっており、このうち185トン以上の大型いか釣り漁船の隻数は、平成14年に51隻であったものが平成19年には10隻と大幅に減少した。また、平成19年8月の一斉更新で、従来大型・中型と5つの操業区域に分かれていた区分が統合された。

主な操業水域は、南西大西洋水域(アルゼンチン水域及びフォークランド水域)、ペルー水域、ニュージーランド水域及び北太平洋水域(日本、ロシア水域及び公海)であり、これらの水域を組み合わせることにより操業を行っている。

生産状況は、最盛期には、10万トンから20万トン、金額で180億円から240億円の漁獲を行ったが、近年では、平成12年の18万トンで160億円の漁獲金額をピークに毎年減少を続け、平成15年は約5万トンで約60億円、平成17年は約5万4千トンで約61億円、平成19年は約1万8千トンで約23億円と減少している。

(1) 南西大西洋水域(アルゼンチンマツイカ)

① アルゼンチン水域

当該水域は広い大陸棚を持ち、漁場価値の高い漁場であり、昭和60年から操業を行ってきたが、年々入漁料が嵩上げされ厳しい状況にあった。

更に、アルゼンチン政府による漁業自國化政策によって外国籍漁船の200海里内操業は原則として禁止されたが、いか釣り漁業については例外的に大統領令により平成13年までチャーター方式による操業が認められてきた。また、平成14年からは、外国漁船の操業を排除した裸用船方式が採用され、日本漁船は現地企業との用船契約に基づき操業を行っている。(平成18年の操業隻数は5隻)

また当該水域は、平成14年以降、資源減少が著しかったが、平成18年においては、資源が回復し、好漁であった。

なお、19年3月まで入漁していたが、裸用船形式の入漁が廃止されたことにより、入漁が不可能となった。

② フォークランド水域

当該水域は、自治政府の定める操業条件に基づき、現地代理店を通じて、安定的に操業許可が取得でき、昭和61年から操業を行っているが、アルゼンチンマツイカの生息域の外縁に当たることから、漁獲が年によって激しく変動する。

特に、平成14年からは大不漁に見舞われ、漁期を半月残して禁漁措置が取られ、前年の4分の1の漁獲量となり、平成15年は漁獲は低水準に推移し、平成16年には漁場滯在日当たり漁獲量が過去9年平均のわずか4%という大不漁になり、4ヶ月の操業期間中、1ヶ月半を残したまま、全面禁漁という厳しい状況となった。平成17年から入漁していない。

(2) ペルー沖水域（アメリカオオアカイカ）

当該水域での操業は、平成3年から操業が開始されたが、エルニーニョ現象の影響により、平成10年以降は資源状態が悪化したため入漁を見合わせたが、平成12年から資源の回復に伴い操業を開始した。近年、資源水準は安定的に推移している。

安定的な入漁条件を確保するため、平成15年から政府間協定締結交渉を開始し、平成16年1月、同年8月に入漁料等が大幅に引き下げられた。ペルー側の政治事情から協定締結は出来なかったが、同年12月漁業協力の実施と安定的な入漁の確保等を内容とする政府間の合意がなされている。

(3) ニュージーランド水域（ニュージーランドスルメイカ）

当該水域は、昭和40年代後半に漁場が開発され、最盛期には150隻を超えて操業されていたが、200海里設定以降、操業条件が厳しくなったこと及び資源の減少により、年々入漁隻数が減少し、平成14年には出漁隻数がゼロとなった。

しかし、平成15年は海洋水産資源開発センター調査船による調査を行い、平成16年には3隻、平成17年には、4隻が出漁した。平成19年は、2隻の操業と調査船による調査が行われている。

(4) 北太平洋水域（アカイカ、スルメイカ）

他の漁場と比較して距離が近いことから、重要な漁場となっている。

第10節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二国間交渉

(1) 日ロ漁業委員会第24回会議

2008年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第24回会議が、2007年12月3日から12月14日までモスクワにおいて開催された。

(協議の経過)

日ロ漁業委員会第24回会議は、日本側からは長尾一彦水産庁資源管理部審議官ほかが、ロシア側からはポドリャン連邦漁業庁副長官ほかが出席した。協議の中でロシア側は、日本漁船への割当の消化率が低いこと、ロシア極東水域における資源状態の悪化及び日本側の許可申請の件数は許可隻数枠に達していないことから日本漁船の許可隻数の削減等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力をを行う意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

(合意の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

- a 漁獲割当量は51,953 t (前年は51,267トン)。
- b 日本側(民間団体)からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

(イ) 有償操業

- a 漁獲割当量は5,210 t (前年は6,024 t)。
- b 日本側(民間団体)はロシア側に2,130億円を支払う。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて594隻(前年は598隻)。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

- (ア) 漁獲割当量は51,953 t (前年51,267 t)。
- (イ) 許可隻数枠は104隻(前年108隻)。

(2) 日ロ漁業合同委員会第24回会議

日ロ漁業合同委員会第24回会議が2008年3月17日から3月24日までの間、東京において開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類(さけ・ます)の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業の間の漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日ロ漁業合同委員会第24回会議は、日本側から長尾一彦水産庁資源管理部審議官ほかが、ロシア側からはベリヤエフロシア連邦漁業国家委員会科学・教育局長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内のロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、さけ・ます資源の保存及び再生産にかかるコストが必要であることから、協力費の前年並の水準維持を強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

○2008年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を3,005 tとする(前年3,175 t)。

○日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側(民間団体)はロシア側に対して3.71億円を下限とし、4.360億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される(前年4.04億円～4.753億円、実績4.38億円支払い方法は前年同)。

このほかの議題として、「漁業の分野における両国の

民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、2007年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。

(3) ロシア連邦の200海里水域における日本の漁船によるロシア系さけ・ますの2007年における漁獲に関する日ロ政府間協議

本協議は2008年3月24日から3月28日まで東京において、また4月10日から4月25日までモスクワにおいて開催された。

本協議においては、我が国漁船によるロシア連邦の200海里水域におけるロシア系さけ・ますの漁獲の条件が決定された。

(協議の概要)

日本側から長尾一彦水産庁資源管理部審議官ほかが、ロシア側からオハーノフロシア連邦漁業国家委員会国際協力室長ほかが出席した。

本協議では、漁獲割当量に関する日露間の考え方の相違が大きかつたため、日露双方の意見が一致するまで相当の時間を要したが、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

(合意の内容)

漁獲割当量は9,735 t (前年は10,275 t)
操業隻数は43隻(前年46隻)。

(4) 日韓漁業協定

平成10年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけそうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関する基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年(平成11年)1月22日、協定は発効したもの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、毎年自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、2008年の操業条件については、双方とも削減を行い、入漁隻数は1,000隻、総漁獲割当量は60,000 tと日韓等量等隻であり、対前年比では、入漁隻数25隻減、総漁獲割当量500 t減となった。

2005年からスタートし、4年目を迎えた魚種別・漁業種類別漁獲割当については、漁業種類別の漁獲実績や操業実態等を勘案して、漁獲割当量を増減するなどの措置を講じた。

さらに、韓国はえ縄漁業については、漁獲努力量の適正化と操業トラブルの回避を図るため、2009年から新たな漁具規制を導入することになった。

また、海洋生物資源専門家小委員会の設置要領に基づき、2007年9月に東京にて同小委員会の第4回定期会合が開催された。

2008年の操業条件は、2007年12月14日に東京で開催された第10回日韓漁業共同委員会において、日韓両国政府に勧告することが決定された。

なお、暫定水域の資源管理等については、協定発効当初から、協定に基づき政府間協議の開催を提案し続けてきたが、韓国側は竹島問題を理由に、政府間協議に一切応じられないとの姿勢を終始崩さず、このような状況を踏まえ、2006年末より、両国政府の積極的な支援、指導及び助言の下、民間協議を開始することで意見の一一致をみた。

(5) 日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の一一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2008年漁期の相手国入漁のための操業条件については、2008年1月17日に上海で開催した共同委員会において、漁獲割当量等の削減を行うこととし、日中両国とも総漁獲割当量及び総許可隻数をそれぞれ12,141t及び508隻とすること等を内容とする2008年漁期の操業条件を日中両国政府に勧告することが決定された。

(6) 日米漁業協議

米国200海里内において、我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は

重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議が行われ、その後、同委員会は毎年1回開催されてきたが、2000年8月、米国は、我が国が北西太平洋における調査捕鯨を拡大したこと（対象にニタリ鯨、マッコウ鯨を追加）に強い懸念を示して同年9月に予定されていた日米漁業協議委員会の開催の取りやめを通知したことから、これ以降、同委員会の開催が中断された。

しかしながら、近年の漁業問題の深刻化により、双方の合意で、2003年の第8回協議から再開され、第9回協議は2004年1月に東京で行われた。

(7) 日加漁業協議

トロール漁業については1999年以降、まぐろ延縄漁業については2000年以降、カナダ水域への入漁は認められていない。

2001年以降については、協議開催前にカナダ側よりトロール漁業及びまぐろ延縄漁業についての我が国の入漁を認めない旨の通知があり、協議は行われていない。

(8) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきていた。96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなつたことから、NZ側は協定を不必要とし、97年9月をもって協定は失効した。

(9) 日・パプアニューギニア漁業交渉

我が国漁船の入漁は、1978年に開始した。しかし、その後、パプアニューギニア側が入漁料の値上げを要求したことから交渉が決裂し、さらに、1981年に発効した民間漁業協定破棄通告をしてきたため、同協定は、1987年3月をもって失効した。2006年4月に本格的な入漁交渉を再開し、同年5月1日から、まき網漁船の入漁が認められた。

(10) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年7月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり4度にわたり決裂中断があったが（81年7月-10月、82年11月-83年8月、93年8月-9月、97年6月-9月）、99年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られているが、まぐ

ろ延縄については、年間許可方式との選択が可能となっている。また、まき網漁船については、93年より試験操業を開始され入漁協定が97年に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(11) 日・ソロモン漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが（82年10月-83年1月、99年1月-00年9月）、00年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、まぐろ延縄については、年間許可又は、4か月許可方式、かつお一本釣りについては、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が00年10月に発効し、今まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(12) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国とのまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結され、これに基づく入漁が行われていた。しかしながら、豪州側は「みなみまぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとり、97年度のみなみまぐろ保存委員会で資源評価をめぐる意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がみなみまぐろ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われていない。

(13) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取扱に基づき、我が国まぐろ漁船がフランスの海外領土水域へ入漁してきたが、2001年2月をもって入漁は途絶えている。この原因は、入漁料の支払方法が一括前払い方式となっていること、さらに現在フランスの海外領土のうち唯一入漁の対象としているニューカレドニア水域には広大な操業禁止水域が設定されているため、我が国業界の関心が薄いことにある。

(14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びま

ぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

(15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があった（82年1月-4月、83年8月-84年2月）。現在の協定は97年8月10日に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。但し、外地陸揚げを行なうまぐろ延縄は3ヶ月間の期間許可となっている。

(16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろ延縄、かつお一本釣りを対象とする入漁協定が発効し、その後先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年4月に発効した。入漁協定は太平洋島嶼国で唯一中断していない。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、93年9月に入漁協定が発効し、今まで安定的な入漁関係が維持されている（現行の協定は99年9月に発効）。まき網の入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(17) 日・パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり3度にわたり決裂中断があった（82年10月-83年12月、86年7月、91年8月-92年1月）。現在の協定は92年2月に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料支払い方式は、年間支払方式もしくは航海毎支払い方式であり、前者の入漁料は水揚げ金額の4%、後者は入漁料の5%となっている。

(18) 日・ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が86年6月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが（88年6月-90年5月、91年6月-94年2月）、94年3月には、かつお一本釣りのみが再開、98年3月には、まぐろ延縄が再開し、その後は、安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が98年3月に発効し、今まで安定的な入漁関係が維持されている（現行の協定は01年3月に発効）。まき網の入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(19) 日・ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。まぐろ延縄、かつお一本釣りの入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網の入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(20) 日・フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。入漁料は、航海毎に一定額を支払う方式が採られている。

(21) 日・モロッコ漁業交渉

2008年1月に日本において漁業交渉が開催された。その結果、操業条件等は、①許可隻数枠15隻、②入漁料2,000ドル／隻／年、③ライセンス料57,000ディルハム／隻／年(約85万円)、④科学オブザーバー乗船経費について3人の場合10,000ドル／年、2人以下の場合6,000ドル／年、同時最大3名まで、⑤モロッコ人漁船員の雇用は運用により努力目標とする。

(22) 日・ペルー非公式漁業協議

いか釣り漁業者のペルー入漁に関し、2007年6月にリマにおいて非公式漁業交渉が開催された。2007年7月から2008年6月まで入漁料65ドル／(漁船トン数)・月、転載量15ドル／(漁獲物トン数)の条件で操業が行われている。

(23) 日・アルゼンチン非公式漁業協議

2006年11月にブエノスアイレスにおいて我が国いか釣り漁船の入漁に関する漁業協議が開催された。2007年3月までは、用船方式による入漁制度により、我が国いか釣り漁船が入漁を行っていたが、2007年4月以降、アルゼンチン側の国内制度の変更により、我が国のかか釣り漁船の入漁は不可能になった。

(24) 日・マダガスカル民間漁業協議

1997年にまぐろはえ縄を対象とする協定が締結され、入漁が行われていたが、2003年1月マダガスカル取り締まり当局による我が国漁船の拿捕により、我が国漁船の同国水域への入漁が途絶え、そのまま協定期限を迎えた後、同協定は失効した。しかし、マダガスカル側から関係改善の意が示されたことから、水産庁の仲介のもと2005年8月に操業条件について協議が行われ、同年10月東京において操業条件について合意、協定が再締結され、我が国漁船が安定的に入漁している。

3 多 国 間 交 渉**(1) 國際捕鯨委員会 (IWC)**

第59回国際捕鯨委員会(IWC) 年次会合本会議が、2007年5月7日から5月31日までアンカレッジにおいて開催された。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア IWC正常化とセントキツ宣言

2006年2月、ケンブリッジにおいて開催された改訂管理制度(RMS)作業部会において、RMSの実質的な議論が停止したことから、年次会合に先立って行われた同作業部会においても全くRMSに進展は見られなかった。これを受け、我が国は、他の持続的利用支持国と連携してIWCの正常化について提案を行った。本提案は、IWCの本来の設立目的である資源管理機関としての機能を回復させ、最終的に科学的根拠に基づく持続可能な捕鯨を再開することを目的とし、提案の中でIWCが開催する会合ではない形でIWCの正常化のための会議を開催する旨表明した。

さらに、我が国は、他の持続的利用支持国と連携し、商業捕鯨モラトリアムはもはや不要であり、IWCの正常化を求める内容の「セントキツ・ネービス宣言」を提案し、賛成多数で採択された。

同宣言の採択を受けて、我が国は、2007年2月、東京においてIWC正常化会合を開催し、IWCの正常化に必要な方策等が議長サマリーとして取りまとめられ、2007年5月の第59回国年次会合に報告された。

我が国は、「対立の回避」、「対話の促進」の方針で会合に臨み、「鯨類の適切な保存と捕鯨産業の秩序ある発展」を目的に設立されたIWCの正常化を求めていたが、反捕鯨国側は鯨の保護を訴えて譲らず、根本問題の解決について進展はみられなかった。このため、会合終了後、今後、我が国に対する対応を根本的に見直す可能性があることを明言した。

イ 鯨類捕獲調査

南極海、北西太平洋の鯨類捕獲調査結果のプレゼンテーションを行い評価を得るとともに、調査継続を支持する意見が多数見られた。他方、一部の反捕鯨国側からは、調査の実施に懸念が表明されたが、例年行われる捕獲調査反対決議案は提案されなかった。

ウ 調査妨害の自粛決議

南極海で鯨類捕獲調査に従事する我が国の調査船団が反捕鯨団体(グリーンピース及びシーシェパード)から悪質かつ極めて危険な妨害を受けたことを受けて、我が国は、捕獲調査をはじめとする調査活動に従事する船舶への不当な妨害活動の禁止を求める決議案を、米国、豪州、NZおよびオランダと共同

提案し、コンセンサスにより採択された。

エ 鯨類サンクチュアリーの撤廃

我が国等から、南大洋サンクチュアリーの撤廃を求める提案を行ったが否決された。一方、反捕鯨国側が提案した南大西洋サンクチュアリーの設置については、投票に付されることなく提案が取り下げられた。

オ 沿岸小型捕鯨の捕獲枠の設定

我が国沿岸小型捕鯨地域のためのミンククジラの商業捕鯨捕獲枠を要求したが否決された。

カ 次回以降の年次会合

2007年の第59回年次会合は、5月28日から5月31日まで、アンカレッジ（米国アラスカ州）で開催された。なお、2008年の年次会合はチリのサンチャゴで開催される。また、2009年の会合開催地として横浜市とポルトガルのマデイラが立候補した。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2007年については、第15回年次会議がウラジオストック（ロシア）において10月8日から10月12日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国（2003年加盟）の5か国の他、オブザーバーとしてPICES（北太平洋海洋科学機関）、台湾等が出席した。

主な討議内容としては、2007年漁期において協調した取締活動の結果、条約加盟国漁船による違法操業はなかっただ旨の報告があり、各との取締活動に関する情報交換の促進等のため、違反船情報等のデータベースシステムの開発を継続することで、各国が合意した。また、取締に関する協力関係の更なる推進について、今後検討を継続することとなった。

科学的な議論としては、各国のさけ・ます資源に関する調査研究の結果及び計画について報告されたほか、BASIS（ベーリング海・アリューシャン列島さけ類国際調査）の2007年計画の策定、調整等について具体的な議論が展開された。

次の第16回会議は、2008年の11月にシアトル（米国）において開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関（NAFO）

2007年9月に里斯ボン（ポルトガル）において、第29回年次会合が開催された。

ア NAFOの管理機能強化（NAFO条約の見直し）

NAFOの現行制度の見直し及び管理機能強化を目的とした条約改正案について採択された。

イ 主な魚種別の保存管理措置

3 KLMO区カラスガレイについて2008年は、現行措置（TAC16,000トン、日本の漁獲枠1,215t）を1年間延長することが合意された。

ウ 非加盟国操業の抑制及び加盟国による違反操業について

カラスガレイ対象漁船について、50t以上の漁獲物を保持した状態でNAFO管理水域に入域する際には、NAFO取締船による洋上検査を義務化する等の管理強化が合意された。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）

2007年7月にカンクン（メキシコ）にて第75回年次会合が開催され、東部太平洋におけるメバチ・キハダの保存管理措置（まき網の休漁及びはえ縄の漁獲量制限）について議論がなされたが、2008年以降の保存管理措置については合意に至らず、10月に特別会合を開催し、引き続き議論することになった。しかし、2007年10月および2008年3月にラホヤ（米国）にて行われた特別会合でも、メバチ・キハダの保存管理措置について合意に至らず、2008年6月にパナマで開催される年次会合に持ち越しとなった。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCT）

2007年11月にアンタルヤ（トルコ）において、第20回大西洋まぐろ類保存国際委員会年次会合が開催された。

ア 魚種別保存管理措置

東大西洋クロマグロについて、2008年会合で各国の規制遵守状況をチェックし、必要に応じ、保存管理措置を見直すこと及び東大西洋クロマグロ漁業関係者（漁業者、蓄養業者、貿易関係者等）を含めた会合を来年3月に東京で開催し、規制遵守のための生産量抑制を指導する等の趣旨の合意が得られた。

また、地中海メカジキ、北大西洋及び南大西洋ビンナガについてもTAC等が決定された。

イ 過剰漁獲問題

ECの東大西洋クロマグロの漁獲について、2007年漁期に約4,400tの過剰漁獲が判明したことから、2009年～11年の3年間に各年約1,480tを返済（当該年度のEC漁獲枠より削減）することが決定された。

ウ 漁獲証明制度

大西洋クロマグロについて、日本の提案により、

漁獲から市場までの全ての流通実態を一つの文書に記録し、流通の透明性を確保する「漁獲証明制度」が採択された。

エ 混獲対策

はえ縄漁業における海鳥の混獲対策として、南緯20度以南で操業する漁船を対象にトリポールを設置することが決定された。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMR)

2007年10月22日から11月2日まで、ホバート（豪州）にて第26回年次会合が開催され、メロ及びオキアミの保存管理措置等について議論が行われた。

メロの漁獲可能量については一部海域においてIUU漁船の操業の増大と資源悪化の懸念を受けて削減されたが、従来どおり、我が国の2隻の漁船の開発漁業の操業が認められた。一方、オキアミについては、我が国から1隻の漁船が操業を行う予定であり、2008年漁期の漁獲可能量は2007年漁期より若干減少したものの、現在の操業レベルに比して十分なものとなっている。また、オキアミ漁業において旗国管理によるVMS（漁船監視システム）の導入が合意された。その他脆弱生態系への影響の軽減を求める2006年の国連決議を受け、深海漁業管理のための保存措置が合意された。

(7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

2007年10月にキャンベラ（豪州）で開催された第14回年次会合においては、漁獲証明制度（漁獲から水揚げ、貿易をモニターする制度）の導入等みなみまぐろ漁業の監視取締措置について議論されたが結論が得られず、2008年10月にニュージーランドで予定される次回年次会合において引き続き議論することとなった。また、豪州蓄養事業における漁業管理の正確さの検証調査のため、我が国は音響カメラを用いた実験に協力することとなった。

(8) 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)

2007年12月にグアム（米国）で開催された第4回年次会合において、まき網漁業での集魚装置（FADs）の使用禁止期間及びはえ縄によるメバチ漁獲量の削減等メバチ・キハダの保存管理措置について議論されたが、合意が得られず、次回会合で再度検討することとなった。

また、2008年から既存のオブザーバー制度を利用してオブザーバー乗船を開始することとなった。ただし、北太平洋での生鮮マグロの漁獲を行う漁船等に対するオブザーバー乗船については、今後更に議論していくこととなった。

なお、海鳥混獲対策については、北緯23度以北及び

南緯30度以南の水域で操業するはえ縄漁船が導入する混獲回避措置として、我が方が提案した軽量トリポールに使用等について合意された。

次回年次会合は、2008年12月に釜山（韓国）において開催される予定。

(9) ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第12回年次会議が2007年9月4日から5日までの間、北京（中国）において開催された。年次会議には加盟6か国（日本、中国、韓国、ポーランド、ロシア、米国）が出席した。なお、年次会議の期間中に科学技術委員会が開催された。

（協議の概要）

○科学技術委員会

特定水域（ボゴスロフ水域）における調査の結果に基づき、2008年のアリューシャン海盆系群すけとうだら資源の生物学的漁獲可能量（ABC）につき検討を行い、米国からは従来手法の科学調査に基づく計算では7,967（昨年7,411）トンと推計されるとしたが、全締約国が科学データが不十分であるとし、ABC数値を決定するには至らず、漁獲可能水準（AHL）についての本会議への勧告も見送られることとなった。

○年次会議

科学技術委員会の報告を受けた年次会議では、我が国は、現在の資源量であっても漁獲可能水準（AHL）の設定は可能である旨を主張し、韓国、中国及びポーランドと共同で1,394tのAHLを設定するよう提案したが、米国及びロシアは、科学データが不足している状況でAHLの設定はできない旨主張し、結局AHLの設定についてコンセンサスは得られず、昨年に続きAHLは「ゼロ」とされた。

次回年次会議については、カリーニングラード（ロシア）において開催されることとなった。

(10) ストラドリング・ストック（SS）及び高度回遊性魚種（HMS）に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月、第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定の目的は、国連海洋法条約を効果的に実施し、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存と合理的利用を確保することである。保存管理措置については、EEZ 内外での一貫性の確保、地域漁業機関への協力義務、地域漁業機関が定めた措置への当該機関非加盟国の遵守義務等が規定されており、取締りについては、転載の規制、旗国以外の検査官により乗船・検査制度の導入等が規定されている。本協定は、30ヶ国が批准したことから、2001年12月11日に発行し、我が国は1996年11月に署名を行い、2006年8月に批准した。

(1) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

2007年5月にグラン・ベ（モーリシャス）にてIOTC第11回年次会合が開催された。

ア 2006年に採択されたメバチ及びキハダ操業船の隻数制限と同様に、メカジキ及びビンナガ対象の操業船についても、2008年から2010年の3年間は、毎年の実操業隻数を2007年レベルで制限することが合意された。

イ 加盟国等は、自国民がIUU（違法、無報告、無規制）漁業に関与しないよう、引き続き必要な措置をとることに合意した。

ウ FAO の枠組みからの分離に関する条約改正に関し、中国、インド、パキスタン、モーリシャス等がFAOとの関係改善及び必要な手続きの遵守を求めたため、今次会合での条約改正案の採択は見送られることとなった。

IOTCは、FAOに対し、2008年年次会合の4ヶ月前までに条約改正案をFAO加盟国へ配布することを求めた。

第11節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、18年末については、表16のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条1の規定に基づく19年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表17のとおりである。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第25条の規定に基づく漁船の依頼検査の19年

度実績は、総合検査6件、船体検査7件、機関関係検査12件の合計25件、検査手数料収入総額は355万円であった。

3 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への譲渡（輸出）又は貸渡しについては、経済産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。19年度における貸渡しは3カ国36隻、輸出については11カ国20隻であった。

4 環境調和型漁船等創造対策事業

漁船や漁具にかかる環境負荷の軽減を図り、また、安全的かつ魅力ある漁船漁業の実現を図るため以下の事業を実施した。

(1) 環境調和型漁船漁業調査検討事業

ア 環境調和型漁船調査・検討

漁船の建造にあたり、環境保全の観点からリサイクル、廃船方法等複合的な要素を総合的に考慮した循環型社会適応漁船の指針を策定するため、収集した環境保全に関する情報の分析及び課題の抽出を行うとともに、環境負荷を低減する船型や機器などの選定を行った。

イ 環境調和型漁具・漁法調査検討

環境負荷をより軽減する漁具・漁法の技術的改良・開発を実施するため、平成19年度は、底びき網漁法について、漁具構成の調査、データベースの作成及び漁具特性の解析を行うとともに、底びき網漁具の運用が環境に与える影響の抽出・分析を行った。

(2) 漁船安全対策検討事業

ア 漁船操業安全対策

新たな船型や操業方法に応じた漁船操業安全指針を策定するため、基本方針の策定及び事故原因調査・問題点の抽出・整理を行うとともに模型船実験により各種データを収集し、評価・分析を行った。

イ 漁船安全基準等研究調査・検討

国際海事機関（IMO）等における国際会議において我が国漁船の実態に即した主張を行うため、国内漁船のデータを収集・解析を行い基礎資料を作成した。

また、漁船関係条約等の策定・見直しに対応するための調査検討を行った。

表16 平成18年漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船質	総隻数		計総トン数		動力漁船		無動力漁船	
			NO.	G.T.	NO.	G.T.	NO.	G.T.	NO.	G.T.
総計	S		3,971	461,875.11	3,971	461,875.11		0	0.00	
	W		14,609	20,708.05	11,671	18,882.64	2,938	1,825.41		
	F		302,437	759,996.23	296,888	753,760.33	5,549	6,235.90		
	T		321,017	1,242,579.39	312,530	1,234,518.08	8,487	8,061.31		
淡水漁業	S		25	49.02	25	49.02	0	0.00		
	W		3,547	1,456.07	1,602	755.40	1,945	700.67		
	F		8,365	47	7,061	7,787.06	1,507	578.41		
	T		12,140	9,870.56	8,688	8,591.48	3,452	1,279.08		
(海水漁業)計	S		3,946	461,826.09	3,946	461,826.09	0	0.00		
	W		11,062	19,251.98	10,069	18,127.24	993	1,124.74		
	F		293,869	751,630.76	289,827	745,973.27	4,042	5,657.49		
	T		308,877	1,232,708.83	303,842	1,225,926.60	5,035	6,782.23		
内水面	S		7	13.90	7	13.90	0	0.00		
	W		125	36.15	49	27.60	76	8.55		
	F		627	496.29	523	475.94	104	20.35		
	T		759	546.34	579	517.44	180	28.90		
採介藻	S		230	4,779.33	230	4,779.33	0	0.00		
	W		3,110	2,365.55	2,593	2,114.92	517	250.63		
	F		84,998	119,757.02	82,047	117,772.84	2,951	1,984.18		
	T		88,338	126,901.90	84,870	124,667.09	3,468	2,234.81		
定置	S		396	4,863.51	396	4,863.51	0	0.00		
	W		285	893.43	188	542.00	97	351.43		
	F		10,241	43,791.27	9,737	40,834.40	504	2,956.87		
	T		10,922	49,548.21	10,321	46,239.91	601	3,308.30		
一本つり	S		325	25,473.77	325	25,473.77	0	0.00		
	W		3,877	6,328.13	3,837	6,297.09	40	31.04		
	F		95,899	213,684.26	95,762	213,546.81	137	137.45		
	T		100,101	245,486.16	99,924	245,317.67	177	168.49		
はえなわ	S		118	6,774.27	118	6,774.27	0	0.00		
	W		243	808.63	240	803.96	3	4.67		
	F		7,759	28,260.40	7,753	28,254.89	6	5.51		
	T		8,120	35,843.30	8,111	35,833.12	9	10.18		
刺網	S		449	14,642.21	449	14,642.21	0	0.00		
	W		1,115	1,431.60	1,079	1,368.44	36	63.16		
	F		46,049	99,440.49	45,982	99,363.58	67	76.91		
	T		47,613	115,514.30	47,510	115,374.23	103	140.07		
まき網(網船)	S		133	22,190.02	133	22,190.02	0	0.00		
	W		47	271.14	35	216.29	12	54.85		
	F		1,080	10,299.09	1,068	10,229.37	12	69.72		
	T		1,260	32,760.25	1,236	32,635.68	24	124.57		
まき網附属船	S		453	42,244.75	453	42,244.75	0	0.00		
	W		37	304.40	30	301.60	7	2.80		
	F		1,621	17,661.93	1,611	17,567.35	10	94.58		
	T		2,111	60,211.08	2,094	60,113.70	17	97.38		
敷網	S		61	4,525.19	61	4,525.19	0	0.00		
	W		56	154.67	50	140.01	6	14.66		
	F		1,671	11,269.09	1,669	11,266.40	2	2.69		
	T		1,788	15,948.95	1,780	15,931.60	8	17.35		
底びき網	S		441	25,117.78	441	25,117.78	0	0.00		
	W		893	3,908.34	893	3,908.34	0	0.00		
	F		13,179	68,786.63	13,179	68,786.63	0	0.00		
	T		14,513	97,812.75	14,513	97,812.75	0	0.00		
以西底びき網	S		22	2,546.22	22	2,546.22	0	0.00		
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	F		0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	T		22	2,546.22	22	2,546.22	0	0.00		
遠洋底びき網	S		8	6,986.62	8	6,986.62	0	0.00		
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	F		0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	T		8	6,986.62	8	6,986.62	0	0.00		
ひき網	S		280	2,706.24	280	2,706.24	0	0.00		
	W		395	1,116.61	292	954.10	103	162.51		
	F		6,675	37,908.09	6,612	37,832.63	63	75.46		
	T		7,350	41,730.94	7,184	41,492.97	166	237.97		
かつお・まぐろ	S		519	191,593.88	519	191,593.88	0	0.00		
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	F		667	20,995.44	667	20,995.44	0	0.00		
	T		1,186	212,589.32	1,186	212,589.32	0	0.00		
捕鯨	S		9	282.65	9	282.65	0	0.00		
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	F		3	4.39	3	4.39	0	0.00		
	T		12	287.04	12	287.04	0	0.00		
官公庁船	S		284	85,653.18	284	85,653.18	0	0.00		
	W		7	21.08	7	21.08	0	0.00		
	F		869	3,475.92	868	3,474.76	1	1.16		
	T		1,160	89,150.18	1,159	89,149.02	1	1.16		
運搬船	S		116	10,039.77	116	10,039.77	0	0.00		
	W		34	231.41	30	229.56	4	1.85		
	F		1,784	14,241.11	1,775	14,177.06	9	64.05		
	T		1,934	24,512.29	1,921	24,446.39	13	65.90		
冷凍運搬及び母船	S		0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	F		0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	T		0	0.00	0	0.00	0	0.00		
雑漁業	S		95	11,392.80	95	11,392.80	0	0.00		
	W		838	1,380.84	746	1,202.25	92	178.59		
	F		20,747	61,559.34	20,571	61,390.78	176	168.56		
	T		21,680	74,332.98	21,412	73,985.83	268	347.15		

表17 平成19年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

漁業種類	区分	総数		50トン未満		100トン未満		500トン以上 200トン未満		100トン以上 300トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	底びき網	0	0	5	595	2	170	3	425	1	199	2	382	1	285	1	329		
まき網(附屬船)	刺	3	535	1	7														
はえなわ	ひき網	3	667	0	0														
一本つり	敷設	0	0	0	0														
運搬	定置	0	0	0	0														
養殖	採集	0	0	0	0														
定置	官公庁	7	1,541	2	93	2	130	300	7	1,190	1	285	3	1,318	0	0	0	0	0
計		20	3,541	4	119														
2. FRP船																			
漁業種類	区分	総数		50トン未満		100トン未満		500トン以上 200トン未満		100トン未満		200トン未満		300トン未満		300トン未満		500トン以上 1,000トン未満	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	底びき網	0	0	2	34	2	34												
まき網(附屬船)	刺	0	0	2	38	2	38												
はえなわ	ひき網	6	114	6	114	0	0												
一本つり	敷設	0	0	0	0														
運搬	定置	0	0	0	0														
養殖	採集	0	0	0	0														
定置	官公庁	0	0	0	0														
計		10	186	10	186	0	0												

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。
注2：木船の建造は無し。

第12節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

1 漁港の指定

漁港の指定については、昭和26年以来漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の規定により行っている。その内容は表18のとおりである。

表18 指定漁港数

漁港種類	18年度末	19年度指定	19年度取消し	19年度末現在
第1種漁港	2,210	—	—	2,210
第2種漁港	496	—	—	496
第3種漁港	114	—	—	114
第4種漁港	101	—	—	101
計	2,921	—	—	2,921

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港(八戸ほか12港)が含まれている。

2 漁港の管理

19年度において、漁港漁場整備法第25条第2項の規定による漁港管理者の選定の届出があり、同条第3項の規定に基づき告示した漁港は5漁港であり、19年度末の漁港管理者別漁港数は表19のとおりである。

表19 漁港管理者別漁港数

漁港種類	18年度末	総数	19年度末	都道府県管理	市町村管
第1種漁港	2,210	2,210	361	1,849	
第2種漁港	496	496	309	187	
第3種漁港	114	114	108	6	
第4種漁港	101	101	101	—	
計	2,921	2,921	879	2,042	

3 漁港・漁場・漁村の整備

(1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法第6条の3の規定に基づき、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため策定されており、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る事業の実施の目標及び事業量を定めている。平成19年6月8日に第2次の長期計画を策定したところであり、平成19年度から平成23年度の5年間に重点的に取り組むべき課題を以下の3つに絞り込み、それらに対する事業を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね5年後を目途に、成果を発現させる。

ア 我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上

(ア) 目指す主な成果

水産基本計画における自給率目標の達成のため、漁場再生及び新規漁場整備により概ね14.5万tの水産物(概ね230万人の国民の消費を賄う水産物に相当)を新たに提供する。

(イ) 事業量

我が国周辺水域において、水産資源の生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

a 概ね7万5,000haの魚礁や増養殖場を整備する。

b 概ね25万haの漁場において効用回復に資するたい積物除去等を推進するとともに、概ね5,000haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する。

イ 國際競争力の強化と力強い産地づくりの推進

(ア) 目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、漁港漁場整備事業を通じた高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、23% (平成16年度) から概ね50%に向上させる。

水産物流通拠点となる漁港のうち、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合を、9% (平成16年度) から概ね40%に向上させる。

(イ) 事業量

産地市場の統廃合など水産物流通の構造改革を推進しつつ、水産物の安定供給体制を構築していくことを目的として、次の事業を実施する。

a 水産物流通の拠点となる地区にあっては、陸揚げ時の処理水への清浄海水の導入等による衛生管理の強化や漁港施設の耐震化等の推進を図る地区として、概ね150地区を整備する。

b 中核的に生産活動や操業準備活動等が行われる地区にあっては、港内作業時の安全性の確保、陸揚げ作業時間のロス解消、蓄養殖水面の整備など水産物の保管機能を強化することにより鮮度の保持を図る地区として、概ね485地区を整備する。

ウ 水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成

(ア) 目指す主な成果

漁港・漁場の水域環境の改善を図ることで、漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を35% (平成16年度) から概ね60%に向上させる。

地震防災対策強化地域等に立地する漁村のうち、漁港漁場整備事業により地震や津波に対する

防災機能の強化が講じられた漁村の人口比率を、21%（平成16年度）から概ね30%に向上させる。

(1) 事業量

漁港漁場整備を推進することにより漁村の活性化を図る地区として、概ね280地区を整備する。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

この事業は、漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備基本方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の整備及び排他的経済水域における漁場整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。19年度においては、180億8,558万円をもって36地区について事業が実施された。

(3) 地域水産物供給基盤整備事業

この事業は、水産資源の増大と持続的利用に資する共同漁業権の区域内等地先の漁場と、当該漁場に密接に関連する第1種漁港等で沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。19年度においては、事業費618億9,500万円（国費382億400万円）をもって378地区について事業が実施された。

(4) 広域漁港整備事業

この事業は、第3種漁港、第4種漁港等の整備及びそれらの漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業権の区域内等地先の漁場施設について一体的に整備する事業であって、1漁港あたりの計画事業費が3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。19年度においては、事業費677億250万円（国費421億1,850万円）をもって269地区について事業が実施された。

(5) 広域漁場整備事業

この事業は、共同漁業権の区域外において、利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場や共同漁業権の設定されている区域外と機能上密接に関連する漁場を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。19年度においては、事業費194億600万円（国費97億4,200万円）をもって89地区について事業が実施された。

(6) 漁場環境保全創造事業

この事業は、公害等の原因により効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために、漁場のたい積物除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、覆土、水路の掘削、藻場・干潟の造成等を行う事業で、計画事業費が一事業につき5千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。19

年度においては、事業費65億600万円（国費32億5,300万円）をもって46地区について事業が実施された。

(7) 漁場保全の森づくり事業

この事業は、漁場環境が悪化している閉鎖的な湾や入り江等の後背地における森林や河川流域において、栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全に相当の効果が期待される広葉樹林の造成、間伐等を林野庁と連携して実施するものである。19年度においては、事業費239億4,700万円（国費100億円）をもって45都道府県について事業が実施された。

(8) 漁港水域環境保全対策事業

この事業は、漁港区域内の水質の保全等水域の環境保全のため汚泥その他公害の原因となるたい積物等の除去、水質浄化施設の整備等を行う事業で、計画事業費が一事業につき3千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。19年度においては、事業費2億2,000万円（国費1億1,000万円）をもって1地区について事業が実施された。

(9) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、19年度においては、事業費14億700万円（国費7億2,300万円）をもって11地区について事業が実施された。

(10) 作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。19年度の経費は2,000万円であった。

(11) 漁港環境整備事業

この事業は、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業効率又は安全性の向上等に資するものであって、計画事業費が一事業につき50百万円以上のもの等一定の要件を満たすものである。平成19年度においては、事業費2,230百万円（国費1,115百万円）をもって19道県について事業が実施された。

(12) 漁業集落環境整備事業

この事業は、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進する観点から、漁業集落における環境整備を実施し、水産業及び漁村の健全な発展に資するものであ

って、計画事業費が一事業につき30百万円以上のもの等一定の要件を満たすものである。平成19年度においては、事業費12,548百万円（国費6,274百万円）をもって94地区について事業が実施された。

(13) 漁村再生交付金

この事業は、地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進することによって個性的で豊かな漁村の再生を支援するものであり、計画事業費が一事業につき50百万円以上200百万円以下のもの等一定の要件を満たすものである。平成19年度においては、事業費16,015百万円（国費8,505百万円）をもって34都道府県について事業が実施された。

(14) 水産基盤整備調査事業

この事業は、水産業をめぐる環境の変化に伴い、漁港、漁村及び漁場の整備に求められる要望等に適切に対応していくため、水産基盤整備の今後の展開方向を検討するとともに、その具現化のために必要な計画技術及び設計技術・施工技術等の改善や手法の確立を図るほか、漁港の機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的、効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

45調査事業費 7億2,550万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

9カ所事業費 1億4,000万円（国費7,000万円）

(15) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業（5,000万円以上のものに限る。）、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業（過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む。附帯事業を除く。）に係る補助金等について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により19年度において当該適用団体に補助率差額50億779万円を交付した。

（内訳）整備課分

水産基盤分	5,123,000,000円
	（うち有明分 115,211,500円）
関連道分	63,000,000円
計	5,186,000,000円

（有明分を除く水産基盤分 5,007,788,500円）

(16) 漁業生産基盤の整備【強い水産業づくり交付金のうち経営構造改善目標】

漁業生産基盤としての共同利用施設等を整備することにより、効率的かつ安定的な漁業経営構造の育成を図るための事業であり、平成19年度においては、鮮度保持施設、燃油補給施設、荷さばき施設、漁業用作業保管施設、つきいそなど117施設の整備を実施した。

(17) 漁港の高度利用のための整備【強い水産業づくり交付金のうち漁港機能高度化目標】

漁港の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、高度衛生管理、就労環境の改善等の水産業に係る要請の多様化、都市との交流による漁港利用の増大等の情勢変化に対応するため、海洋深層水等の清浄海水を供給する施設、漁業活動の軽労化に資する施設、快適な漁港環境形成に資する施設等の整備を行う事業であり、19年度は、17道県において事業が実施された。

(18) 漁村地域力向上事業

この事業は、活力ある漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流を促進するため、地域自らが考え方行動する先導的な取組を誘発するための補助事業と地域の挑戦を可能とするための環境整備に資する委託事業を併せて実施する事業である。

前者においては、提案公募により、7地域の先進的な地域ぐるみの取組を選定し、その実施に対して支援を行った。

また、後者では、上記モデル地域の取組事例を基に成功条件等の検討を行うとともに、地域リーダーの資質向上等をテーマに地域リーダー育成研修会の開催などを実施した。

4 水産業・漁村の多面的機能

(1) 趣 旨

水産業・漁村の有する多面的機能について、幅広く国民の理解と支持を得るために、積極的な普及啓発活動を展開するとともに、次のような取組を進めているところ。

(2) 内 容

ア 環境・生態系保全活動支援・実証調査事業

沿岸域において漁業者と地域住民による試行的環境・生態系保全活動について全国で実証に取り組み（14道府県24地区）、環境生態系保全活動の支援手法の検討に資する調査を実施した。また、環境・生態系保全活動について、会報等の情報発信を行った。

（H19年予算額 150,000千円）

イ 離島漁業再生支援交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生する

ための漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組を支援し、もって離島の果たす多面的機能の維持増進を図るための交付金制度を平成17年度に創設された。

制度の対象となる離島を有する都道府県は26都道県あり、19年度においてはそのうち18都道県80市町村226漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。(H19年度予算額 1,725,024千円)

第13節 水産関係試験研究

1 水産業新技術開発事業

(1) 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業

我が国漁業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面していることから、漁業の基盤である水産資源の増大、維持・回復が重要な課題となっており、資源の回復等に向けた取組の一環として、良好な漁場環境を確保し、資源の持続的な利用を図るための研究・開発が強く求められている。このため、漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るための研究・開発を効率的に実施した。

ア 漁場環境の改善を図るための技術開発

漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るための技術開発として、海洋深層水の汲上げ・拡散による海洋肥沃化システムの開発、二枚貝資源の増殖支援技術の開発及びノリ葉体の品質を保持できる新たな凍結保存技術の開発を実施した。

イ 水産物の原産地判別等の技術開発事業

水産物の名称・原産地の適正な表示を確保するため、遺伝情報、たんぱく質情報、微量元素等の分析により、ノリの品種・原産地判別手法等の開発を実施した。また、優良な形質を有するノリ株を確実・簡便に選抜するため、室内培養による品種特性の評価技術開発を実施した。

(2) 水産業振興型技術開発事業

我が国水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面している。このような中、漁業地域の活性化、競争力のある水産経営を実現するため、今までの水揚量・金額に頼る経営から、収益を重視する経営への転換を図る必要があり、これを支援するための水産技術の革新が強く求められている。このため、水産業の競争力強化に資する研究・開発を効率的に実施していくとともに、新たに実用化の実現性が高い海藻を中心とした水産バイオマ

ス資源の利用技術の開発等を行った。

ア 漁船漁業二酸化炭素排出量削減調査研究事業

二酸化炭素排出量の増大につながらないバイオディーゼル燃料など、化石燃料に替わるエネルギーの漁船への導入を目指して、バイオディーゼル燃料を漁船用機関に用いた洋上試験等を行った。

イ 「ブランド・ニッポン」漁獲物生産システム開発事業

食の安全安心対策の構築の一環として、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」漁獲物を提供するため、我が国独自の高付加価値化、ブランド化された漁獲物の生産・供給体系技術の確立を目的として、①漁獲物の解凍硬直防止技術の開発、②可視化による魚類鮮度計測技術の開発、③活けしめ脱血処理によるブランド化技術の開発を実施した。

ウ 漁船漁業構造改革促進調査検討事業

沿岸漁業を中心とした漁船漁業の構造改革に資する新技術導入に関する実態調査、導入効果の検証及び実証実験を実施するため、①ホタテ桁曳網漁船の新たな漁獲システムの検討、②サンマ棒受け網漁船の経営・労働環境改善に向けた検討、③二そう船曳き網漁業の経営改善に向けた検討、④底曳網漁船の経営改善等の技術開発を実施した

エ 水産バイオマスの資源化技術開発事業

海藻等の未利用資源を原料として、バイオエタノールやバイオメタンガス、バイオプラスティックの生産、健康増進機能を有するオリゴ糖や有用脂肪酸(DHA、EPA)の抽出など、総合的に利活用する技術の開発を実施した。

(3) 新たなノリ色落ち対策技術開発事業

ノリ養殖業における色落ち問題は深刻な状況にあり、我が国における主要なノリ生産地で頻繁に発生し、漁業経営に深刻な打撃を与えていている。

このため、ノリ色落ちの原因となる珪藻等植物プランクトンの大量摂餌等の役割を有する二枚貝増養殖技術の開発、河川水最適利用技術の開発、ノリ養殖における効率的な作業管理システムの技術開発を実施した。

(4) 产学研官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業のうち水産業構造改革加速化促進

民間企業等が大学・独立行政法人等の研究機関の有する技術シーズを活用し、これらの機関と連携して技術開発を実施する。水産業構造改革加速化促進の分野では、①まき網運搬・探索兼業漁船用電気推進システムの開発、②沖合沈下式養殖－海中給餌システム開発、③弱酸性海水電解液によるノリ養殖における雑藻及び

病害菌の駆除の技術開発を採択し、実施した。

(5) 省エネルギー技術導入促進事業

ア 我が国水産業の基幹である漁船漁業は、燃油価格の高騰等により生産構造が脆弱化しており、将来にわたって水産物の持続的安定供給を確保するため、燃油経費の削減等によって収益性を確保した経営に体質転換を図ることが急務となっている。

このため、漁船漁業に対する省エネルギー技術の導入促進を目的として、提案公募方式により、さんま棒受け網漁業やいか釣り漁業等におけるLED集魚灯、漁船の補助電気推進装置など11課題の省エネルギー技術の実証試験を実施した。

イ 海面高度等の衛星観測データと協力漁船による水温実測データ等を用いて、メバチ等の漁場予測図等の漁海況図及び10日後までの予測海況図の作成等、省エネ操業のための漁場探索効率化を図る漁場位置特定技術の開発を実施した。

2 水産業振興事業調査

有明海等漁業関連情報提供事業

有明海・八代海は、わが国の漁業・養殖業において重要な海域であるが、近年の漁業生産は、冬季における高水温及び珪藻赤潮の発生、夏季における大規模な貧酸素水及び渦鞭毛藻類赤潮の発生などにより、非常に不安定な状況が続いている。

このため、有明海等特別措置法に基づく漁業振興対策の一環として、既存の有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業の内容に加えて、有明海・八代海に設置されている既存ブイのネットワーク化等を推進し、これにより漁業関係者に対する海域情報の継続的な提供とさらなる内容の充実を図った。

3 國際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

(1) 大型クラゲ発生源水域における国際共同調査

大型クラゲの発生原因については、専門家の見解として、中国沿岸部の富栄養化現象が進み、大型クラゲの餌となる動物プランクトンの発生に好適な条件が揃ったこと、温暖化により大型クラゲの発生に適した環境条件が整ったこと等の可能性が指摘されているが、その科学的原因については、未だ明らかになっていない。

他方、大型クラゲの発生源となる水域については、北上する海流に乗って出現域の拡大が認められること、東シナ海や対馬海峡等に比べて日本海や太平洋で確認される大型クラゲの方が明らかに成長しているこ

と等から、中国・韓国の沿岸水域とみなすことが合理的であると考えられている。

大型クラゲ対策に万全を期すためには、大型クラゲ出現への対応策を講じて漁業被害を抑止するのみならず、発生源水域における発生原因を究明し、その発生と我が国沿岸への出現過程を科学的に解明することが重要である。このため、中国・韓国と連係した国際的枠組みの中で、発生源及び隣接水域の共同調査、科学者による国際シンポジウムの開催、科学的な発生源の特定と発生・出現過程の解明等に向けた調査研究を実施した。

(2) 國際的な資源管理体制の確立のための調査

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類(かつお・まぐろ類)、溯河性魚類(さけ・ます類)等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な、資源調査、科学オブザーバーの育成、二国間協定等の枠組みにおける科学者交流及びサメ・海鳥を始めとする海洋生物の各種保存管理プログラムの作成を独立行政法人水産総合研究センター等に委託して実施した。

4 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るために、主要浮魚類の長期漁況海況予報を作成し公表した。また、(社)漁業情報サービスセンターが我が国周辺海域を中心として漁況海況の実況データを収集、分析、提供を行う事業に対して助成するとともに、強い水産業づくり交付金により都道府県が地先沿岸における資源管理に必要な漁況海況情報の収集・分析・提供を行う事業に対し交付した。

5 独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターは、中央省庁等改革により、平成13年4月1日に、これまでの水産庁研究所を統合して新たな組織として設立された。

さらに、その後の法人等改革の流れを受けて、平成15年10月1日に、認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会、平成18年4月1日に、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの事業をそれぞれ引き継ぐため組織の改編を行った。

また、第一期中期計画における評価等を踏まえ、第二期中期計画が平成18年4月1日より開始され、設立目的である

ア 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的

な試験及び研究等を行うこと
 イ さけ類及びます類のふ化及び放流を行うこと
 ウ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うこと
 とした試験研究等業務を行い、情報提供、成果の普及等に努めたとともに、これらの業務実施に要する経費について19年度は運営費交付金175億231万2千円を交付した。

第14節 船 艘

1 水産庁の船舶

水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所を含む。）の船舶は総数8隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査に区分されている。大きさは149tから2,630tにまで及ぶ。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び規模等については、表20のとおりである。

2 業 務

(1) 漁業取締船

漁業取締船は水産本庁所属の3隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属1隻、九州漁業調整事務所所属2隻の計6隻である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域での監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的經濟水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での取締りを見据え、これら漁船の監

視にも努めている。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

(2) 漁業調査船

漁業調査船は水産本庁所属の開洋丸及び照洋丸の計2隻である。これらの調査船は、地域漁業管理機関における資源評価等に必要な調査、漁業協定等に基づいて行われる国際共同調査、国際的な議論の動向に対し迅速に対応することが必要な調査等の実施を主な目的としている。

平成19年度には日本とペルーとの共同調査として「東部太平洋アメリカオオアカイカ資源調査」、オマーン海域でのまぐろ類の漁場探索を主目的とした「インド洋北部海域におけるまぐろ類資源調査」他、合計7調査を実施した。

表20 行政目的別船舶

船名	使用目的	定員	船籍(定けい港)	航行区域	船質	総トン数	主機	出力
水産本庁								
開洋丸	漁業調査	43	東京(東京)	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル 電気推進1,100kw	2,574kw×2
照洋丸	漁業調査	37	東京(東京)	世界全海域	鋼	2,214	ディーゼル 電気推進	2,206kw×2 350kw
東光丸	漁業取締	33	東京(東京)	世界全海域	鋼	2,071	ディーゼル	2,942kw×2
白竜丸	漁業取締	27	東京(東京)	世界全海域	鋼	1,299	ディーゼル	2,206kw×2
白嶺丸	漁業取締	21	東京(東京)	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2
船舶予備員		16						
瀬戸内海漁業調整事務所								
白鷺	漁業取締	14	東京(神戸)	日本沿岸沖合近海	軽合金	149	ディーゼル	2,398kw×2
九州漁業調整事務所								
白萩丸	漁業取締	23	東京(博多)	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2
白鷗丸	漁業取締	23	東京(博多)	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	2,942kw×1
合計		8隻	237					